

令和 2 年 1 1 月 2 5 日 開 会

⑦

令和 2 年 第 4 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 3 綴)

茨 城 県

目 次

1	公安委員会委員の任命について……………	1
2	収用委員会委員の任命について……………	2
3	収用委員会予備委員の任命について……………	5

1 公安委員会委員の任命について

公安委員会委員（定数3）のうち、鬼澤邦夫氏が令和2年12月20日付をもって任期満了となるので、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。

寺 門 一 義

昭和27年1月28日生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	昭和49年 3月	早稲田大学法学部卒業	
職 歴	昭和49年 4月	株式会社常陽銀行入行	
	平成23年 6月	株式会社常陽銀行代表取締役頭取	
	平成28年10月	株式会社めぶきフィナンシャルグループ代表取締役社長	
	平成30年 6月	株式会社常陽銀行取締役会長	
	令和 2年 4月	日本赤十字社茨城県支部支部長	
	令和 2年 6月	一般社団法人茨城県経営者協会会長	
	令和 2年 6月	一般社団法人茨城県法人会連合会会長	
	令和 2年 7月	独立行政法人日本貿易振興機構茨城貿易情報センター会長	

【任命理由】

公安委員会は、警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保するため、警察法第38条に基づき、警察を管理する機関として設置されるもので、3人の委員をもって組織される。

候補者は、金融機関の頭取や会長として地域経済の発展に取り組むとともに、茨城県経営者協会会長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

公安委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公安委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

2 収用委員会委員の任命について

収用委員会委員（定数7）のうち、説田賢哉氏、後藤直樹氏及び石橋丈夫氏が令和3年1月31日付をもって任期満了となるので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

説 田 賢 哉

昭和39年9月3日生



現住所	茨城県土浦市
学 歴	昭和62年 3月 明治大学商学部卒業
職 歴	平成 8年 2月 不動産鑑定士登録
	平成27年 5月 一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会会長
	平成27年 9月 茨城県国土利用計画審議会委員
	平成27年12月 茨城県固定資産評価審議会委員
	平成28年10月 茨城県収用委員会予備委員（1期）
	平成29年 6月 茨城県収用委員会委員（2期）
	令和 元年 5月 一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会顧問

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、不動産鑑定士として多くの土地の鑑定評価に携わるとともに、茨城県不動産鑑定士協会会長、茨城県国土利用計画審議会委員、茨城県固定資産評価審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

後 藤 直 樹

昭和 3 5 年 7 月 2 8 日 生



現住所 茨城県常陸太田市

学 歴 昭和 5 9 年 3 月 中央大学法学部卒業

職 歴 平成 5 年 4 月 弁護士登録

平成 1 8 年 1 1 月 茨城県公害審査会委員（3期）

平成 2 2 年 1 0 月 茨城県収用委員会予備委員（3期）

平成 2 6 年 4 月 茨城県弁護士会会長

平成 2 8 年 1 0 月 茨城県情報公開・個人情報保護審査会委員

平成 3 0 年 2 月 茨城県収用委員会委員（1期）

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第 5 1 条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7 人の委員をもって組織され、2 人の予備委員を置いている。

候補者は、弁護士として土地収用法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会会長や茨城県公害審査会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1 期目であり、令和元年 1 0 月から、茨城県収用委員会会長を務めるなど適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

山 田 春 男

昭和 2 9 年 5 月 2 日 生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	昭和 5 3 年	3 月	中央大学商学部卒業
職 歴	昭和 5 3 年	4 月	商工労働部商工企画課
	平成 1 5 年	5 月	総務部市町村課副参事
	平成 1 8 年	4 月	総務部管財課公有財産利用推進室長
	平成 2 1 年	4 月	総務部管財課長
	平成 2 3 年	4 月	総務部総務課長
	平成 2 4 年	4 月	茨城県自治研修所長
	平成 2 5 年	4 月	茨城県人事委員会事務局長
	平成 2 7 年	3 月	茨城県退職
	平成 2 7 年	4 月	公益社団法人茨城県歯科医師会事務参与
	平成 3 0 年	4 月	公益社団法人茨城県歯科医師会事務局長
	令和 元 年	1 0 月	茨城県収用委員会予備委員（1 期）

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第 5 1 条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7 人の委員をもって組織され、2 人の予備委員を置いている。

候補者は、昭和 5 3 年の茨城県入庁以来、総務部総務課長や人事委員会事務局長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、収用委員会予備委員を務めており、収用委員会においては、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

3 収用委員会予備委員の任命について

収用委員会予備委員（定数2）のうち、山田春男氏を令和3年2月1日付をもって収用委員会委員に任命しようとするに伴い予備委員が1人欠員となるので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。

大 塚 誠

昭和31年8月3日生



現住所	茨城県つくば市		
学 歴	昭和54年	3月	中央大学法学部卒業
職 歴	昭和55年	4月	商工労働部中小企業課
	平成17年	3月	企画部つくば・ひたちなか整備局新線・つくば調整課副参事
	平成18年	3月	企画部企画課副参事
	平成20年	4月	企画部企画課交通対策室長
	平成22年	4月	総務部地域支援局県民センター総室長
	平成22年	7月	生活環境部原子力安全対策課長
	平成24年	4月	企業局総務課長
	平成26年	4月	総務部参事兼総務課長
	平成27年	4月	茨城県自治研修所長
	平成29年	3月	茨城県退職
	平成29年	7月	社会福祉法人自立奉仕会理事長

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、昭和55年の茨城県入庁以来、総務部参事兼総務課長や自治研修所長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会予備委員として適任であり任命しようとするものである。